

# 青森県報

第二千三百五十五号

平成十六年  
七月二十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(団 体 経 営 改 善 課)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	( 同 )	一
公有水面埋立ての免許の申請の要領	(漁 港 漁 場 整 備 課)	一
証紙売りさばき人の名称の変更	(出 納 課)	二
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 住 宅 課)	三
建設業者の許可の取消し	(青 森 県 土 整 備 事 務 所)	三
右 同	(八 戸 県 土 整 備 事 務 所)	三
右 同	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所)	三
正 誤		
平成十六年一月二十六日定例告示中	(林 政 課)	四

## 告 示

## 示

青森県告示第五百五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)

定)の一部を次のように改正する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表鰻ケ沢区域の項を次のように改める。

鰻ケ沢区域	1 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかづり漁業
	2 底建網漁業
	3 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業

青森県告示第五百六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田七六 三上 芳春	脇野沢村区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪一九の一 杉沢 昭彦		

青森県告示第五百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、平成十六

年七月二日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。  
なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、横浜町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町長 杉山 憲男

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三一の一、三二の五三及び一五九の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による  
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二三六八六・二二二

の地点 Y座標 プラス 三五 六八・二二四

の地点 X座標 プラス二二三六八六・五九五

の地点 Y座標 プラス 三五 六五・四五九

の地点 X座標 プラス二二三七四五・四七四

の地点 Y座標 プラス 三五 七三・四五七

の地点 X座標 プラス二二三七四・五三五

の地点 Y座標 プラス 三五 九・八一九

の地点 X座標 プラス二二三七一・四七七

の地点 Y座標 プラス 三五 八八・二

3 面積

一、二二一・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三一の一、三二の五三及び一五九の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による  
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス二二三六五七・四四六

②の地点 Y座標 プラス 三五 一三一・四五五

③の地点 X座標 プラス二二三六六九・五六一

④の地点 Y座標 プラス 三五 四二・二七五

⊙の地点 X座標 プラス二二三七六八・六五一

⊖の地点 Y座標 プラス 三五 五五・七三六

⊕の地点 X座標 プラス二二三七五二・八六一

⊗の地点 Y座標 プラス 三五 一七一・九五六

⊘の地点 X座標 プラス二二三六九四・五七七

⊙の地点 Y座標 プラス 三五 一三六・四九二

3 面積

九、八五四・二二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
三戸郡三戸町大字八日町一〇  
三戸自動車協会
- 二 変更内容

- 1 変更前の名称  
三戸家用自動車協会
- 2 変更後の名称  
三戸自動車協会

**公 告**

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 十和田市大字三本木字野崎四〇の六五 及び四〇の五七一	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 十和田市大字切田字見世八の二六 農事組合法人 十和田上明戸乳業生産組合
---	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 千葉建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 千葉 隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一ニ）第一二二一三六号
- 五 取消年月日 平成十六年六月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 辻本建設株式会社
- 二 代表者の氏名 辻本 文恵
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目三八の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第七五四号
- 五 取消年月日 平成十六年六月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十一日

青森県知事 三村 申吾

- 一 商号又は名称 株式会社ユタカ工業
- 二 代表者の氏名 中村 豊
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字沖山二八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第一一五〇四号

- 五 取消年月日 平成十六年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年六月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

林 政 課

発行年月日 平成十六年七月二十一日	区分 告示	番号 第四〇号	ページ 二	段 下	行 一一	誤	正
						<p>1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p>	<p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。 北津軽郡市浦村大字太田字太田山一の一(次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p> <p>4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。</p>

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭